

公認審判員資格の登録に関するガイドライン

平成29年5月1日

公益財団法人日本バドミントン協会

1) 検定会実施（新規取得）の場合

・実施前の申請

1級 検定会開催申請書【様式S9号】
《添付書類》 講習会・検定会実施要項

・実施後の報告・登録申請

1・2級 ①学科試験問題 ②検定会試験結果報告書【様式S10号】
③公認審判員資格登録申請書【様式S1号】
《公認審判員資格証明手帳の添付》 不要
④（資格取得後2年以内の場合は）特別推薦書【様式S8号】
《公認審判員資格証明手帳の添付》 必要

3級 ①公認審判員資格登録申請用紙【様式S2号】
※申請用紙は、「捺印した書類」と「電子データ（エクセル）」の両方を提出
電子データ送り先 shinpan@badminton.or.jp

準3級 ①公認審判員資格登録申請用紙【様式S3号】
※申請用紙は、「捺印した書類」と「電子データ（エクセル）」の両方を提出
電子データ送り先 shinpan@badminton.or.jp

【注意】 ①1級検定会実施の場合は、60日前までに申請してください。
②「結果報告書」の提出と合格者の「資格登録申請」は同時に会員登録している都道府県協会または所属の全国7連盟より行ってください。
例1) A県の会員がB県で検定会を受検した場合、B県が受検者のうちA県の会員を抽出した「結果報告書」を作成し、A県へ交付する。本会への登録申請は、B県より交付された「結果報告書」を添えて、A県が申請する。

例2) 日本X連盟（全国7連盟）の主催する検定会で、日本X連盟に所属しているA県の会員とB県の会員が検定会を受検した場合、日本X連盟は「結果報告書」を作成する。（A県・B県を区別する必要はない）本会への登録申請は、日本X連盟が「結果報告書」を添えて申請する。ただし、日本X連盟は結果をA県・B県にも必ず報告する。また、連盟所属でない方が、受検した場合には例1)と同様に結果報告書を作成する

2) 更新の場合

1・2級 公認審判員資格登録更新申請書【様式S4の1号】
《公認審判員資格証明手帳の添付》 不要

3級 公認審判員資格登録更新申請書【様式S4の2号】
※申請用紙は、「捺印した書類」と「電子データ（エクセル）」の両方を提出
電子データ送り先 shinpan@badminton.or.jp
《公認審判員資格証明手帳の添付》 不要

3) 準3級から3級への移行をする場合（3級公認審判員資格は、満19歳になる年度より有効）

満18歳になる年度 3級公認審判員資格登録（準3級からの特別移行）申請用紙【様式S5号】
※申請用紙は、「捺印した書類」と「電子データ（エクセル）」の両方を提出
電子データ送り先 shinpan@badminton.or.jp

満18歳になった翌年度 3級公認審判員資格登録（準3級からの移行）申請用紙【様式S6号】
※申請用紙は、「捺印した書類」と「電子データ（エクセル）」の両方を提出
電子データ送り先 shinpan@badminton.or.jp

4) 再交付（手帳・準3級カード・バッジ紛失等）の場合
公認審判員手帳・バッジ再交付申請書【様式S7号】
《公認審判員資格証明手帳の添付》 不要

5) 再交付（記録欄満了）の場合
公認審判員手帳・バッジ再交付申請書【様式S7号】
《公認審判員資格証明手帳の添付》 必要

※2)～5)の申請は、会員登録している都道府県協会より申請してください。

※様式S1～10号は本会ホームページに掲載しますが、行数・サイズ等の書式を変えずに利用してください。
※上記書類は添付書類を含めて、すべてA4サイズとしてください。また、添付書類はホッチキス・セロハンテープ等で止めないでください。

※複数の級や新規・更新等を1度にまとめて申請する場合には、種別ごとにまとめて提出してください。

「更新手続受付期間の改定」の移行措置期間に伴い、複数の有効年度が混在する場合にも、それぞれごとにまとめて提出してください。

※審判手帳写しは、講習会受講記録・審判実施記録も併せて提出してください。

※入金を伴う場合には、「振込通知書」を添付してください。